

○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当 支給に関する規則

平成15年2月14日
規 則 第 5 号

(目的)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号。）以下「条例」という。）第15条に規定する特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(社会福祉業務手当)

第2条 社会福祉業務手当は、軽費老人ホームにおいて、入所者の指導及び相談に従事する生活相談員、看護師及び寮母に支給する手当で、月額3,500円とする。

(支給方法等)

第3条 条例及びこの規則に基づいて職員が、特殊勤務手当を支給される特殊勤務に従事した場合の特殊勤務手当の支給方法は、次の各号による。

(1) 月額で支給される特殊勤務手当の支給については、その月において特殊勤務に従事した日数が、その月の現日数から印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（同条の規定により勤務を要しない日に限る。）並びに勤務時間条例第11条第1項に規定する代休日（同条第2項の規定により勤務を要しない日に限る。）の日数を差し引いた日数（以下「要勤務日数」という。）の2分の1を超える場合には全額を、2分の1以下の場合には要勤務日数を基礎として日割りにより計算して得た額を支給する。

(端数計算)

第4条 条例第15条の規定による特殊勤務手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって特殊勤務手当の額とする。

(支給日)

第5条 特殊勤務手当の支給は、当月分を翌月の給料日に支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日より適用する。